

日本を出国する際に必要な検査証明について

シンガポール政府が求める検査のスペック

検査証明フォーマット	フォーマットはありません。
検査手法	real-time RT-PCR検査
検査証明の条件	日本出国前72時間以内に検査を受け、発行されたもの。
受診可能な医療機関	「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」記載の医療機関に限る。

- ### 検査証明記載事項（全て英語で記載）
- 生年月日、性別、国籍
 - パスポート番号
 - 検体採取日時
 - 検体採取機関
 - 検査方式（real-time RT-PCR検査に限る）
 - 検体採取方式（鼻咽頭、唾液）
 - 結果
 - 結果決定年月日
 - 医師氏名、医籍登録番号、署名
 - 証明書発行年月日
 - 医療機関名、住所、連絡先電話番号、印鑑

新型コロナウイルス検査証明機関登録簿

- 海外渡航者向けに新型コロナウイルス検査証明を発行できる医療機関を、経済産業省及び厚生労働省による審査を経て登録した、「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しておりますので、上記条件に合う検査を受検してください。
 - ✓ 新型コロナウイルス検査証明機関登録簿
(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html#iryokikan>)
- なお、本年10月を目標に、検査の予約が可能な「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」をウェブサイト上に設ける予定です。
 - ✓ 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）専用ページ
(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>)